

● 児童扶養手当 ●

この手当は、父母の離婚や死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障害の状態にある児童について、心身ともに健やかに育成されることを目的として、父母等に支給されるものです。

● 特別児童扶養手当 ●

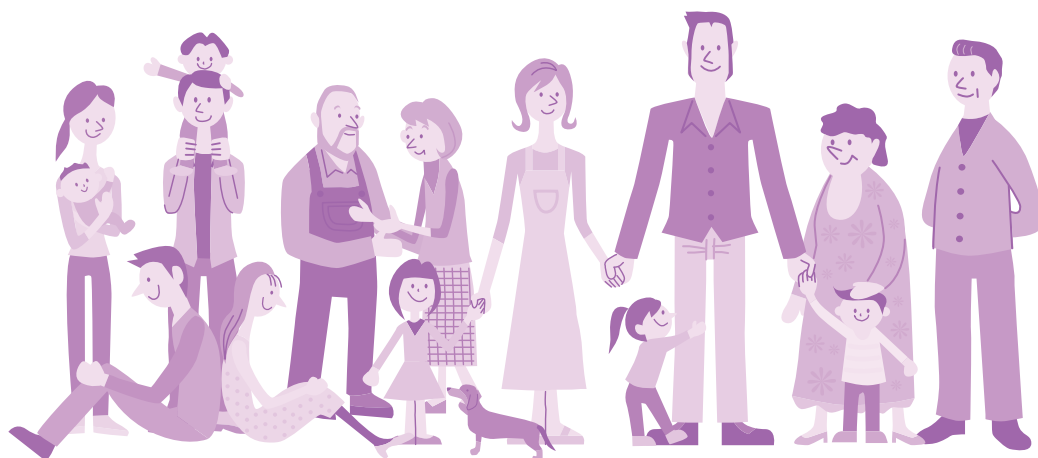
この手当は、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、父母等に支給されるものです。

● 特別障害者手当 ●

この手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有する20歳以上の方に、福祉の増進を図ることを目的として支給されるものです。

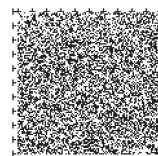
● 障害児福祉手当 ●

この手当は、精神または身体に重度の障害を有する20歳未満の児童に、福祉の増進を図ることを目的として支給されるものです。



令和8(2026)年4月

栃 木 県



● 児童扶養手当 ●

どのような人が手当を受けられるのですか？

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日まで（政令で定める程度の障害を有する児童は20歳未満）の児童を監護している父又は母、父又は母に代わって児童を養育している人が、手当を受けることができます。（父は生計を同じくしている場合に支給されます。）なお、外国人の方も支給対象となります。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 6 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- 7 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 8 母が婚姻によらないで出産した児童
- 9 父母ともに不明である児童

次のような場合は手当は支給されません。

● 父又は母が・・・

- ・ 婚姻しているとき。（この婚姻には、婚姻の届出をしていないが生活を共にしているなどの事実上の婚姻関係にある場合も含まれます。異性と同居している場合は事実上の婚姻関係とみなされる場合があります。）

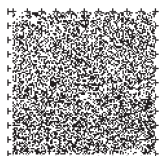
● 児童が・・・

- ・ 児童福祉施設などに入所したり、里親に委託されたとき。
（児童養護施設・障害児施設等）

※支給要件に該当してから5年を経過した日が、平成15年4月1日以前の方は、時効により手当の請求ができません。（父子家庭を除きます。）

～ 公的年金と児童扶養手当の差額を受給できるようになりました ～

児童扶養手当法の改正により、公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金など）と児童扶養手当との併給制限が見直され、平成26年12月1日から、公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の児童扶養手当が支給されるようになりました。また、令和3年3月から、障害基礎年金等の子の加算部分の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の児童扶養手当が支給されるようになりました。



手当の額はどのくらいですか？ 令和8(2026)年4月～

区分	全部支給	一部支給
対象児童が1人のとき	月額48,050円	月額48,040円～11,340円の範囲
対象児童が2人以上のとき	児童1人増すごとに 月額11,350円ずつ加算	児童1人増すごとに 月額11,340円～5,680円ずつ加算

※一部支給の額は、請求者及び同居している扶養義務者等の所得に応じて変わります。
 ※手当額は物価の動向により改定となる場合があります。

所得の制限はありますか？

請求者及び扶養義務者等の前年若しくは前々年の所得に応じ、手当の支給区分（全部支給、一部支給、全部支給停止）が決まります。

●所得制限限度額表（令和7年11月分～令和8年10月分）

扶養の親族等の数	支給区分			
	令和6年分所得			扶養義務者配偶者孤児等の養育者
	請求者（本人）			全部支給停止
	全部支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
0人	690,000円未満	690,000円～2,080,000円未満	2,080,000円以上	2,360,000円以上
1人	1,070,000円未満	1,070,000円～2,460,000円未満	2,460,000円以上	2,740,000円以上
2人	1,450,000円未満	1,450,000円～2,840,000円未満	2,840,000円以上	3,120,000円以上
3人	1,830,000円未満	1,830,000円～3,220,000円未満	3,220,000円以上	3,500,000円以上
4人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

令和8年11月分以降の手当は、令和7年分の所得に応じて支給区分が決まります。

※所得税法上に規定する老人扶養親族、同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は次の額を上記限度額に加算します。

請求者本人の場合

老人扶養親族、同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）1人につき100,000円、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき150,000円

扶養義務者、孤児等の養育者、配偶者の場合

老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円

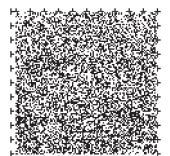
※請求者が母又は父の場合は、児童の父又は母から受け取った養育費の8割の額が所得に算入されます。

※所得制限限度額は改定されることがあります。

●所得の計算方法

所得＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－下記の諸控除
 十年間養育費総額の8割の額

おもな諸控除の額	寡婦控除・・・27万円 ※請求者が母の場合は控除しない	特別障害者控除・・・40万円
	ひとり親控除・・・35万円 ※請求者が母又は父の場合は控除しない	勤労学生控除・・・27万円
	障害者控除・・・27万円	配偶者特別控除・医療費控除等 ・・・住民税で控除された額 社会・生命保険料相当額 ・・・（一律）8万円



手当を受けるには、どのような手続きをするのですか？

お住まいの市役所または町役場で請求の手続きをしてください。市にお住まいの方は市長、町にお住まいの方は県知事の認定を受けることにより支給されます。

手当はどのように支給されるのですか？

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、5月、7月、9月、11月、1月、3月（原則として各月とも11日）の6回、支払月の前月までの分が、指定した金融機関の口座へ振込まれます。

請求の手続きや、この手当について詳しくお知りになりたい方は、お住まいの市町児童福祉担当課、健康福祉センター又は栃木県庁こども政策課（電話028-623-3061）までお問い合わせください。

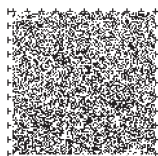
支給機関	電話番号	管轄区域
県東健康福祉センター	0285-82-2139	益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南健康福祉センター	0285-21-2294	上三川町、壬生町、野木町
県北健康福祉センター	0287-23-2172	塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

●一部支給停止措置

父又は母に対する手当は、支給開始月（全部支給停止を含む。）の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った月の初日から起算して7年を経過したとき（3歳未満の児童を監護している場合は、当該児童が3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき）一部支給停止になる場合があります。なお、就業・求職活動を行うなど政令で定める要件を満たす場合に、所定の届け出を行えば、一部支給停止にはなりません。

※支給要件に該当するに至った日 → 離婚日など

現在、栃木県では、ひとり親家庭の自立に向けた様々な施策を展開しています。子育てのこと、仕事のこと、養育費の確保に関することなど、悩みやわからないことがあれば、市福祉事務所及び健康福祉センターにいる母子・父子自立支援員にお気軽にご相談ください。（個人の秘密は厳守いたします。）



特別児童扶養手当

どのような人が手当を受けられるのですか？

精神または身体が中程度以上の障害（別表に該当する程度）の状態にある20歳未満の児童を監護している父もしくは母（所得が多い方）、または父母にかわってその児童を養育している人が、手当を受けることができます。（なお、外国人の方も支給の対象となります。）

ただし、次のいずれかに該当するときは、手当を受けることができません。

- 1 児童または請求者が日本国内に住んでいないとき。
- 2 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。（保育所、通所施設、障害児入所施設への親子入所を除く。）
- 3 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので併給できます。）

手当の額はどのくらいですか？（対象児童1人の場合）

	令和8（2026）年4月～
1級（重度障害児）	月額 58,450円
2級（中度障害児）	月額 38,930円

※手当額は改定されることがあります。1級、2級については別表を参照してください。

所得の制限はありますか？

請求者及びその扶養義務者等の前年の所得が、下記の所得制限基準額以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給は停止されます。

扶養親族等の数	令和6年分所得	
	請求者（本人）	配偶者及び扶養義務者
0 人	4,596,000円	6,287,000円
1 人	4,976,000円	6,536,000円
2 人	5,356,000円	6,749,000円
3 人	5,736,000円	6,962,000円
4 人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

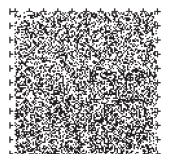
令和8年8月分以降の手当は、令和7年分の所得に応じて支給区分が決まります。

※所得制限限度額は改定されることがあります。

所得制限基準額に加算されるもの

- 請求者本人 同一生計配偶者（70歳以上）・老人扶養親族がある場合は10万円／人
特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は25万円／人
- 扶養義務者等 老人扶養親族がある場合は6万円／人
（ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人を除く。）

（注）ここでいう所得とは、市または町の課税台帳による所得金額から、特別児童扶養手当制度で認められている諸控除額を控除した後の額です。なお、諸控除については児童扶養手当制度を参考にしてください。



手当を受けるには、どのような手続きをするのですか？

お住まいの市役所または町役場で請求の手続きをしてください。
 県知事の認定を受けることにより手当が支給されます。

〈提出書類〉

- 1 特別児童扶養手当認定請求書（用紙は市または町の障害福祉担当課にあります）
- 2 請求者と対象児童の戸籍の謄本（抄本）
- 3 障害認定診断書（用紙は市または町の障害福祉担当課にあります）
 身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合があります。
- 4 特別児童扶養手当振込先口座申出書（用紙は市または町の障害福祉担当課にあります）
 口座の名義や番号などの記載事項について、金融機関による証明が必要です。
 なお、振込口座の通帳の写し等（金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人名が確認できる箇所）を添付することで、金融機関による証明を省略することができます。
 ※提出書類を省略できる場合があります。

手当はどのように支給されるのですか？

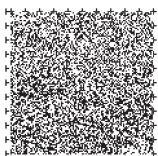
手当は、認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（原則として各月とも11日）の3回、支払月の前月までの分が（11月は当月までの分）指定した金融機関の口座へ振込まれます。

〈別表〉 児童の障害等級表

1 級	2 級
1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 1眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
4 両上肢の全ての指を欠くもの	4 咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6 両上肢の親指及びびとさし指又は中指を欠くもの
7 両下肢を足関節以上で欠くもの	7 両上肢の親指及びびとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態にあって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9 1上肢の全ての指を欠くもの
10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10 1上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
11 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11 両下肢の全ての指を欠くもの
	12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 1下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考：視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

請求の手続きや、この手当について詳しくお知りになりたい方は、お住まいの市または町の障害福祉担当課または栃木県障害福祉課（電話 028-623-3053 FAX 028-623-3052）までお問い合わせください。



特別障害者手当・障害児福祉手当

どのような人が手当を受けられるのですか？

【特別障害者手当】

精神または身体に著しく重度の障害（下記に該当する程度）があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に手当が支給されます。

ただし、施設に入所している方や継続して3ヶ月を超えて入院している方は、手当を受けることができません。

- 1 身体障害者手帳1・2級程度の異なる障害が重複している方
- 2 身体障害者手帳1・2級程度の障害及び最重度の知的障害等が重複している方
- 3 身体または精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

【障害児福祉手当】

精神または身体に重度の障害（下記に該当する程度）があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の児童に手当が支給されます。

ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方や施設に入所している方は、手当を受けることができません。

- 1 身体障害者手帳1・2級の一部の方
- 2 最重度の知的障害のある方
- 3 身体または精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

手当の額はどのくらいですか？

	令和8（2026）年4月～
特別障害者手当	月額 30,450円
障害児福祉手当	月額 16,560円

※手当額は改定されることがあります。

所得の制限はありますか？

障害者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が、下記の所得制限基準額以上ある場合は、その年の8月から翌年の7月までの期間、手当の支給は停止されます。

扶養親族等の数	令和6年分所得	
	障害者本人	配偶者及び扶養義務者
0 人	3,661,000円	6,287,000円
1 人	4,041,000円	6,536,000円
2 人	4,421,000円	6,749,000円
3 人	4,801,000円	6,962,000円
4 人	5,181,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

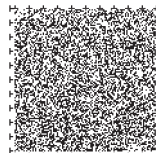
令和8年8月分以降の手当は、令和7年分の所得に応じて支給区分が決まります。

※所得制限限度額は改定されることがあります。

所得制限基準額に加算されるもの

- 障害者本人 同一生計配偶者（70歳以上）・老人扶養親族がある場合は10万円／人
特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は25万円／人
- 扶養義務者等 老人扶養親族がある場合は6万円／人
（ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人を除く。）

（注）ここでいう所得とは、市または町の課税台帳による所得金額（特別障害者手当の受給者本人の場合は、さらに公的年金等の収入額の一部を加えたもの）から、特別障害者手当・障害児福祉手当制度で認められている諸控除額を控除した後の額です。



手当を受けるには、どのような手続きをするのですか？

お住まいの市役所または町役場で請求の手続きをしてください。市にお住まいの方は市長、町にお住まいの方は県知事（各健康福祉センター）の認定を受けることにより支給されます。

〈提出書類〉

- 1 特別障害者手当（障害児福祉手当）認定請求書（用紙は市または町の障害福祉担当課にあります）
- 2 障害者本人の戸籍の謄（抄）本
- 3 障害者本人の属する世帯の全員の住民票の写し
- 4 特別障害者手当（障害児福祉手当）認定診断書（用紙は市または町の障害福祉担当課にあります）
※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合があります。
- 5 特別障害者手当（障害児福祉手当）所得状況届
- 6 所得の額、扶養親族の有無等に関する市町長の証明書
※提出書類を省略できる場合があります。

手当はどのように支給されるのですか？

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年4回（2月、5月、8月及び11月）、支払月の前月までの分が支払われます。

請求の手続きや、この手当について詳しくお知りになりたい方は、お住まいの市または町の障害福祉担当課または栃木県障害福祉課（電話 028-623-3053 FAX 028-623-3052）までお問い合わせください。

